

八尾市立学校における害虫等駆除業務仕様書

八尾市立各学校における害虫等駆除業務に関して、八尾市（以下「委託者」という。）が契約先（以下「受託者」という。）に委託する業務は、次のとおりとする。

1. 契約期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

2. 対象学校 小学校27校・中学校14校・義務教育学校1校

3. 総括仕様

- (1) 駆除対象は、主に樹木につく害虫・毛虫及びこれに類する害虫（例：アメリカシロヒトリ・イラガ等）及び蜂の巣に限る。その他については別途協議する。
- (2) 樹木害虫については、その種類に合い、且つ樹木及び人畜への影響を考慮した安全性の高い薬剤を使用し、駆除すること。
薬剤使用時には、農薬取締法等の関連法規並びに製造者の定める安全基準及び使用方法を遵守すること。
- (3) 蜂類については、発生場所を確認し、その種類等に応じた駆除をすること。
- (4) 実施にあたっては、その都度調査の上、委託者の承認を得てから駆除を実施すること。
- (5) 受託者は、業務実施に伴う業務記録を作成し、学校の完了確認を受けた後、委託者に提出すること。
- (6) 受託者は、本業務を円滑に履行するため、総括責任者及び組織体制を定め、委託者の承認を受けること。
- (7) 総括責任者は、委託者と連絡を密にするとともに、業務の指揮監督を行い、実務遂行に万全を期すこと。
- (8) 作業員については、常に教育訓練に努め、業務内容の向上に努めること。
- (9) 受託者は、委託者からの依頼があり次第、迅速に各学校の担当者と連絡を取り、日時を定め、なるべく早く作業を実施すること。
※なお、薬剤散布は、原則、児童生徒等の不在時に行うため、早朝や休日の作業となる場合がある。
- (10) 本業務に使用する機械器具及び薬剤・資材等は、特に指定する場合を除き、受託者の負担とする。
- (11) 本業務の履行に必要な光熱水道費については、委託者が供与する。
- (12) 業務中に起きた事故・苦情については、受託者が責任をもって対処するとともに、速やかに委託者へ報告すること。
- (13) 受託者の帰責事由により施設等に損害が生じた場合、受託者はその賠償の責を負う。
- (14) 受託者は、関係法令、条例、規則及び本仕様書等を遵守し、誠実に受託業務を履行しなければならない。

4. 作業手順

- ① 委託者が、学校から害虫等駆除の要請を受ける。
- ② 学務給食課から受託者に依頼内容（学校・担当者名、害虫の種類、被害の場所、状況等）を連絡する。

- ③ 受託者は、駆除依頼があった学校に速やかに連絡し、日程調整等を行う。
- ④ 決定した駆除日程等について、学務給食課へ連絡する。
- ⑤ 指定の日時に、学校の職員立会のもと害虫等の駆除を実施する。
- ⑥ 業務記録を作成し、学校の職員から完了確認を受ける。

5. 業務記録 業務記録には以下の事項を記載すること。
学校名、駆除日時、作業時間、作業員数、害虫の種類、
使用薬剤名及び使用量（蜂の巣駆除の場合は蜂の種類・巣の場所等）

6. 契約方法 単価契約
害虫駆除においては樹木駆虫散布する薬剤 1 リットル当たりの単価、蜂の巣駆除
においては駆除 1 件当たりの単価により、実績に応じて支払を行う。

7. 委託料支払 1 ヶ月の業務が完了するごとに、委託者の指定する方法で、委託料の支払請求
を行うこと。

8. 予定件数 「仕様書別紙」のとおり。
契約期間中の予定件数は以下のとおり。

害虫駆除	実施件数	69 件	薬剤使用量	36,000 リットル
蜂の巣駆除	実施件数	18 件		

9. 服務規程

- (1) 受託者は、本業務に関する契約書、仕様書及び指示事項等について十分作業員に周知し、業務を円滑に進められるよう指導すること。
- (2) 作業員には、本業務に従事するにふさわしい制服等を着用させ、名札を付けさせること。
また、受託者の従業員であることが確認できる身分証明書等を携帯させること。
- (3) 八尾市立学校において来客者等と接する場合は、丁寧に対応し、来客者等に不快の念を与えるような言動のないよう注意すること。
- (4) 受託者及び作業員は、業務上知り得たことについて、第三者に漏らしてはならない。
- (5) 受託者及び作業員は、八尾市立学校の秩序及び規律を乱し業務の円滑な遂行を妨げるような行為をしてはならない。

10. その他 仕様書等に定めのない事項については、委託者受託者協議のうえ処理する。